第18号議案

芦屋市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立図書館設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の委嘱又は任命の基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立図書館設置条例の一部を改正する条例

芦屋市立図書館設置条例(昭和26年芦屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「, 第15条」を削り,「に基づいて」を「の規定に基づき」に改め,同条第2項中「10名以内とする」を「,10人以内とし,学校教育及び社会教育の関係者,家庭教育の向上に資する活動を行う者,学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する」に改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市立図書館設置条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の委嘱又は任命の基準を定める ため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。

(第8条関係)

- (2) その他規定の整理
- 3 施行期日

平成24年4月1日

参 照 2

図書館法抜粋(平成24年4月1日施行)

- 第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。
- 第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則抜粋(平成24年4月1日施行)

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。